

公務・通勤災害事務 新任者研修用資料

地方公務員災害補償基金長野県支部

はじめに

☑地方公務員災害補償基金とは

地方公務員災害補償基金は、地方公共団体の職員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、併せて職員の社会復帰の促進、職員及びその遺族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助等の福祉事業を行うことにより、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする地方共同法人として、昭和42年12月1日に設置された。

☑基金の組織

本部を東京都に、支部を各都道府県及び指定都市に置いている。

本部は、補償及び福祉事業の迅速かつ公正な実施を図るための統一的な基準を作成し、その実施の確保を図るための業務を担当している。

支部は、個別具体的事案について、本部との必要な協議を行いながら、公務災害・通勤災害かどうかの認定、補償金額の決定や支払などを担当している。

本日の説明事項（目次）

第1章	地方公務員災害補償制度	4
第2章	公務・通勤災害の認定基準	25
第3章	請求及び申請の手続	58
第4章	報告及び届出	68
第5章	第三者加害事案	74
第6章	認定請求書の書き方	89

【凡例】 以下、地方公務員災害補償法を「地公災法」と略称している箇所があります。
また、「手引き」とは「公務・通勤災害 認定・補償請求の手引き 令和5年
4月」版を指しています。

第1章

地方公務員災害補償制度

1. 公務災害補償制度の特徴①

① 補償は基金が行うこと

補償責任は、本来的には地方公共団体にある(使用者責任)
が、迅速かつ公正な補償を統一的、専門的に実施するため、
地方公共団体に代わって基金が補償。

② 請求主義であること

基金は、災害の事実を知りうる立場にないため、請求が
あってはじめて補償を行うことになる。
請求を行うか否かの段階から、被災職員の判断。

③ 使用者の過失の有無を問わないこと

使用者の責任を客観的に認め、過失の有無に関係なく補償。
いわゆる無過失責任。（⇔民法上の損害賠償制度）

1. 公務災害補償制度の特徴②

④ 補償の対象は身体的損害のみであること

物質的損害、精神的損害(慰謝料等)は、補償対象外。

⑤ 補償は各団体からの負担金で賄われていること

地方公共団体等は、職員の給与費総額をもとに算定した負担金を基金に納付することになっている。

⑥ 審査請求は二審制が選択できること

基金の決定に不服のある場合、基金支部審査会への審査請求後、本部審査会への再審査請求又は裁判所への訴えを提起できる。

2. 公務災害補償制度の適用関係①

☑公務災害補償制度の対象となる者

(1) 常勤職員(再任用職員、任期付職員含む)

小・中・高校における産休補助教職員及び欠員補充教職員、育休代替の臨時的任用職員等も対象。

(2) 令第 1 条職員(常勤職員に準ずる者)

① 再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員

② 常勤的非常勤職員

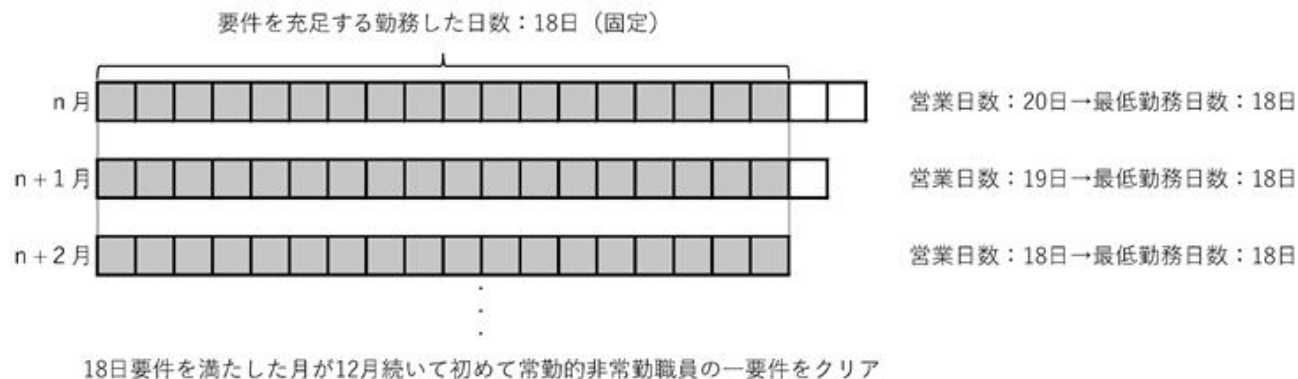
常勤的非常勤職員とは？(手引き9頁(5)イ)

①常勤職員について定められた勤務時間以上勤務した日が18日（ただし、土・日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日を除いた日数が20日に満たない月は、18日から20日と当該日数の差に相当する日数を減じた日数※）以上ある月が引き続いて12か月を超え、②これ以降も引き続いて勤務することとされている者をいう。

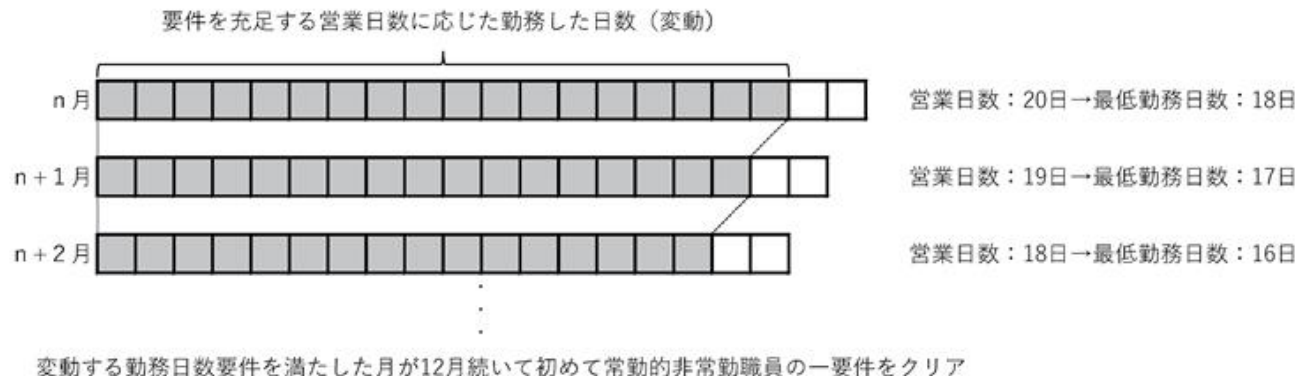
常勤的非常勤職員の勤務日数の算定について

このことについては従前「18日」とされていましたが、令和4年総務省告示により、前頁のとおり改正されました（R4.10.1施行）。
改正前・後のイメージは次のとおりです。

改正前（イメージ）



改正後（イメージ）



令和 2 年 4 月 1 日以降の変更点

◆ 改正地方公務員法第22条の3 第1項又は第4項に基づき任用された臨時的任用職員は地公災法の対象

「常時勤務に服することを要する」職（地公災法第2条第1項第1号）に該当するものであるから、「臨時的任用」ではあるが、常勤職員と同様に取り扱う
＝ 令 1 条職員該当性を問わず地公災法の補償対象。

◆ 改正地方公務員法第22条の2 に基づき任用された会計年度任用職員は令 1 条職員に該当すれば、地公災法の対象

任用が 1 日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、任用の終了時にあらかじめ、任命権者と職員との間で次の任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上、任用関係が中断することなく存続していると、勤務の実態に照らして判断される場合には、この期間を引き続く期間として取り扱う＝令1条職員となる他の要件を満たしていれば、地公災法の対象となることとなります。

（総務省自治行政局公務員部「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」28ページ）

2. 公務災害補償制度の適用関係②

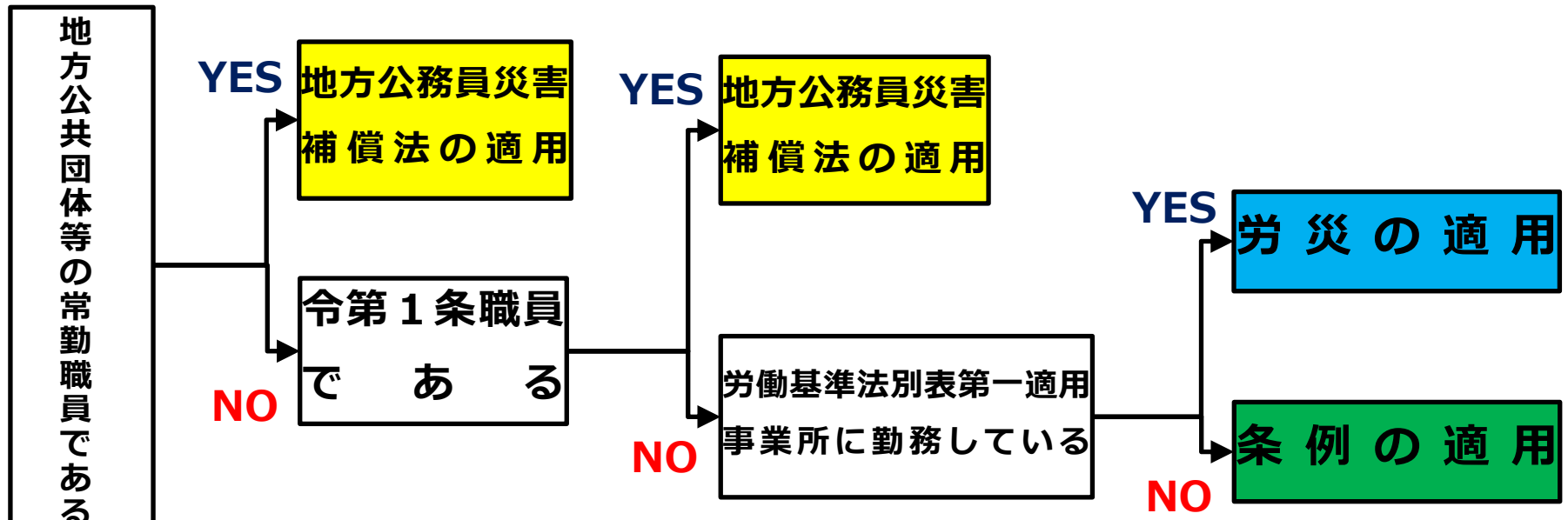
☑公務災害の対象とならない者はどうなる？

(1) 労働基準法別表事業所に勤務する者

⇒「労災保険」の対象となる。

(2) 公務災害、労災のどちらも対象とならない者

⇒ 各地方公共団体の定める「条例」の対象となる。



参考：労働基準法別表事業所

労働基準法

別表第一（第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係）

- 一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 八 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は埋容の事業
- 九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 十 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
- 十一 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 十二 教育、研究又は調査の事業
- 十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 十五 焼却、清掃又はと畜場の事業

**労働者災害補償法(労災法)は、官公署の事業について適用しないとされている。
しかし、上記に該当する事業所については、例外として労災法の対象となる。**

3. 補償の種類①

☑治ゆ(症状固定)まで受けられる補償

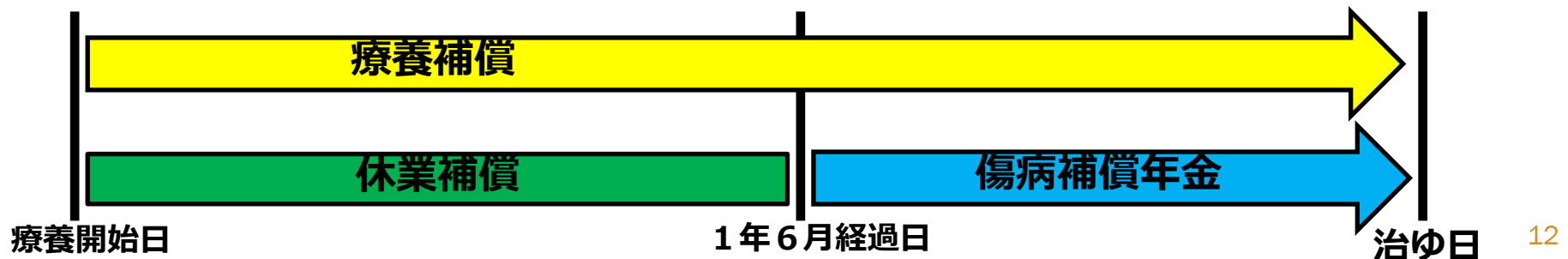
- (1) 療養補償
- (2) 休業補償

公務(通勤)災害による負傷等のため勤務できない場合で、給与を受けないときに支給する。

- (3) 傷病補償年金(1級～3級)

公務(通勤)災害による負傷等が1年6月を経過しても治ゆせず、その障害の程度が傷病等級に該当する場合に支給する。

(休業補償との併給は不可)

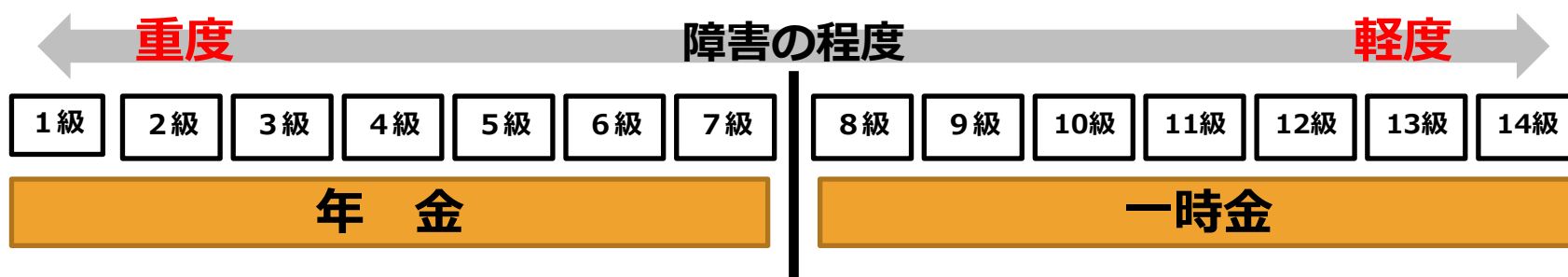


3. 補償の種類②

☑ 治ゆ(症状固定)後に受けられる補償

障害補償年金(1級～7級)・一時金(8級～14級)

公務(通勤)災害による負傷等が治ったとき、一定程度の障害が残った場合に障害の程度に応じ、年金又は一時金を支給する。



☑ 障害・傷病年金受給者が受けられる補償

介護補償

傷病等級第2級以上又は障害等級第2級以上の年金受給権者で、常時(随時)介護を要する者に支給する。

3. 補償の種類③

☑遺族が受けられる補償

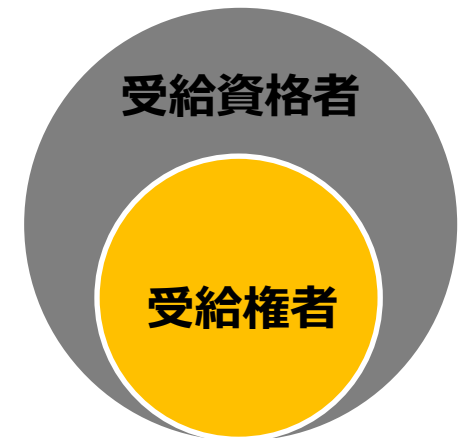
(1) 遺族補償年金・一時金

公務(通勤)により死亡した場合、職員死亡の当時その収入により生計を維持していた遺族(受給資格者)のうち、最先順位の者(受給権者)に支給する。

受給資格者がいない場合には一時金を支給する。

(2) 葬祭補償

公務(通勤)により死亡した場合、葬祭を行う者に支給する。(請求者は遺族でなくてもよい。)



※各補償の内容は、手引きP12参照

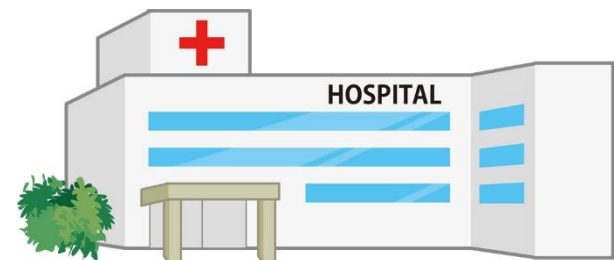
4. 療養補償

☑治療費に対する補償

- ◆ 傷病が治癒するまでの間において、医療機関等で治療を受けた際の費用を補償する。

☑基本的には健康保険の対象と同じ

- ◆ 公務(通勤)災害と認定された傷病に対して必要な治療であり、医学上または社会通念上必要かつ相当と認められるものが対象。
- ◆ 健康保険の対象外となる治療等については、原則として療養補償においても対象外となる。



療養補償の範囲①

1. 診察

(1) 医師及び歯科医師の診察(往診を含む。)

内科、外科その他すべての診療科を対象とする。

(2) 療養上の指導及び監視

(3) 診断上必要な検査

(4) 診断書、処方箋その他意見書等の文書

補償の実施上必要な文書で、基金に原本を提出したものが対象。

職場や保険会社へ提出するための文書料は対象外。

療養補償の範囲②

2. 薬剤又は治療材料の支給

(1) 内用薬及び外用薬の支給

(2) 治療材料の支給

ガーゼ、包帯、コルセット、固定装具等で、医師が治療上必要と認めるもの又は直接治療に関係があると認められるものに限る。

(3) 療養器材の支給

氷のう、水まくら等で、医師が必要と認めたものに限る。

療養補償の範囲③

3. 処置、手術その他の治療

- (1) 包帯の巻き替え、薬の塗布、患部の洗浄、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等の処置
- (2) 切開、創傷処理及び手術並びにこれらに伴う麻酔
- (3) その他の治療

柔道整復師による施術、マッサージ、鍼灸等

医学上必要と認められ、医師の指導の下に行われるものが対象。

4. 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護



療養補償の範囲④

5. 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う 世話その他の看護

- ◆ 病室については、原則として普通室（通常の大部屋）を使用した場合の料金を支給する。
（＝個室は特別の理由がなければ対象外）
- ◆ 特別の理由なく個室を使用した場合、普通室の料金のみ補償の対象となる。

療養補償の範囲⑤

6. 移送費

◆ 次の条件をすべて満たすことが必要。

(1) 移送それ自体の必要性が認められること

医学上の理由もなく、遠隔地の医療機関に行った場合は対象外。

(2) 移送手段の妥当性が認められること

原則は、電車やバス等の公共交通機関が対象。

タクシーや自家用車の使用は、傷病の部位や状況、地理的条件及び交通事情等を総合的に勘案して、やむを得ないものに限り認められる。(事前に支部に相談すること。)

(3) 実際に交通費を負担していること

通勤手当により購入した定期券を使用して通院している場合等、療養のための費用負担がない場合は対象外。

5. 転医について

☑ 転医とは

- ◆ 現在受診している医療機関から他の医療機関に移ること。
- ◆ 医療上又は勤務上の必要がある場合は、原則として認める。
- ◆ 被災職員本人の意思のみ(恣意的)により転医する場合は、必要な療養とは認められず、**補償対象とならないことがある。**

☑ 転医届を提出する

- ◆ 転医する(した)際に提出する。
- ◆ 医師の指示による場合のみ、医師の証明が必要。
(勤務上の都合による場合等、合理的理由がある場合は医師の証明不要)

転医の可否

転医の可否	転医の理由	療養費等
認められる場合	・ 災害発生場所近くの医療機関で応急処置を受けたが、専門医へ移りたい。 ・ 勤務先や自宅から通院に便利な医療機関に移りたい。 ・ 主治医の指示で、設備の整った医療機関に移りたい。	療養補償の対象となる。
認められない場合 (恣意的な転医)	・ 評判のいい医療機関に移りたい。 ・ 慎重を期するため、他の医療機関でも検査を受けたい。	初診料、各種検査料等 転医前の診療内容と重複するものは自己負担。

6. 福祉事業

☑福祉事業とは

- ◆ 被災職員及びその遺族の福祉の増進を図るため、補償のみでは充足しきれない面につき行われる付加的給付。

☑支給は基金の努力義務

- ◆ 補償と違い、基金に対してその実施について努力義務を課しているにとどまり、その支給等は基金の裁量により行われるもの。
- ◆ 実際には、恣意的に実施の有無を決定するわけではなく、条件を満たす者には等しく実施することとされている。

福祉事業の種類

- | | | |
|--------------|--------------|--------|
| ◆ 外科後処置 | ◆ 特別支給金(一時金) | } 傷病補償 |
| ◆ 補装具の支給 | ◆ 特別給付金(年金) | |
| ◆ リハビリテーション | ◆ 特別支給金(一時金) | } 障害補償 |
| ◆ アフターケア | ◆ 特別援護金(一時金) | |
| ◆ 休業援護金 | ◆ 特別給付金(年金) | |
| ◆ 介護人派遣 | ◆ 特別給付金(一時金) | |
| ◆ 長期家族介護者援護金 | ◆ 特別支給金(一時金) | } 遺族補償 |
| ◆ 奨学援護金 | ◆ 特別援護金(一時金) | |
| ◆ 就労保育援護金 | ◆ 特別給付金(年金) | |
| | ◆ 特別給付金(一時金) | |

※各福祉事業の内容は、手引きP13～14参照

第2章

公務・通勤災害の認定基準

1. 公務災害の認定基準

**公務中
(公務遂行性)**

**任命権者及び医療機関
による負傷の確認と証明**

4要素のすべて
を満たす

**出来事と負傷
とが一致**

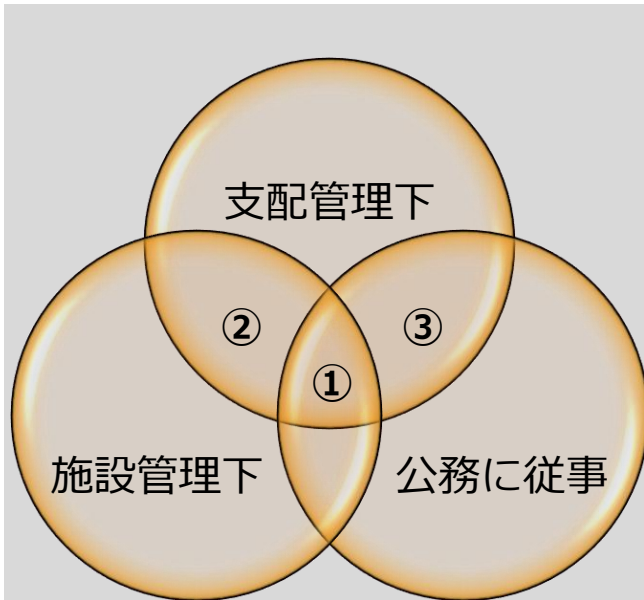
**公務に起因した
出来事**

公務起因性

認定の考え方(公務遂行性)

☑公務遂行性とは…

- ◆ 任命権者の支配管理下にあつて公務に従事していること。
- ◆ 支配管理下とは、**命令を受ける(受け得る)関係にあること。**



☑公務遂行性が認められる場合

- ① 任命権者の支配管理下にあり、かつ、施設管理下にあつて公務に従事している場合
- ② 任命権者の支配管理下にあり、かつ、施設管理下にあるが、公務に従事してはいない場合（休憩時間等の自由時間）
- ③ 任命権者の支配管理下にあるが、施設管理下を離れて公務に従事している場合（出張中等）

公務遂行性が認められる場合①

負傷はその発生原因が、外面的で可視的であるため公務との因果関係を判断する際には、公務遂行性が認められるかがポイントとなる。

※ただし、必ずしも公務起因性までもが認められるとは限らない!!

1. 自己の職務遂行中

- ◆ 法令又は権限ある上司の命令により、通常又は臨時に割り当てられた自己の職務を遂行している場合
- ◆ 地方公務員法第39条の規定による研修を受けている場合
- ◆ 健康診断を受診している場合
(任意受診の人間ドック等は対象外)
- ◆ 職務の一環として行われる訓練中の場合
(自主的に行う練習等は対象外)

公務遂行性が認められる場合②

2.職務に伴う合理的行為中

- ◆ 業務待機中の行為(著しく社会通念を逸脱したものを除く)
- ◆ 生理的必要行為のための往復行為

用便や水を飲むために往復する場合をいう。

ただし、生理的行為自体に公務遂行性は認められない。

- ◆ 公務遂行のための善意行為

同僚の職務を援助する行為、業務運営を阻害する状態を排除する行為をいう。(誰しものがそうするであろうと客観的に判断できるものに限る。)

ただし、公務に関係のない道義的立場からの善意行為には公務遂行性が認められない。

公務遂行性が認められる場合③

3.職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中

- ◆ 準備行為又は後始末行為の例としては、職務遂行に必要な更衣、機械器具の点検、作業環境の整備が想定される。
- ◆ 出退勤時の施設構内の通行行為も含まれる。

4.救助行為中

5.防護行為中

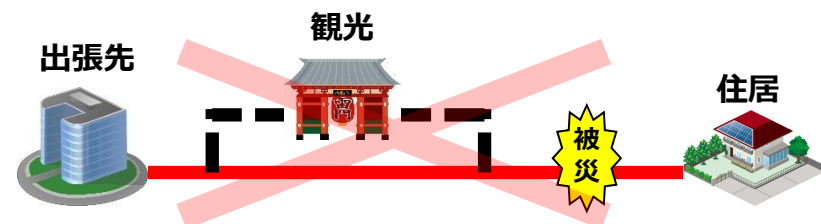
6.出張又は赴任期間中

- ◆ 出張又は赴任期間中に発生した負傷は、以下の場合を除き公務遂行性が認められる。
 - ①合理的な経路又は方法によらない経路にあるとき
 - ②上記①以外の場合に、恣意的行為を行っているとき

公務遂行性が認められる場合④

6.出張又は赴任期間中

- ◆ 出張中の行為を大別すると、①出張用務そのものを遂行する行為、②旅行する行為、③私用を弁ずる行為 である。
- ◆ ①は、自己の職務遂行中と同様に考える。
- ◆ ②は、通勤災害ではなく公務災害として扱う。
- ◆ ③は、以下の2パターンが想定される。
 - A：宿泊施設内における通常の宿泊行為(入浴、食事等)中の負傷は、公務上の災害と認められる。
 - B：出張用務終了後に私的行為を行い、合理的経路に服した後の被災の場合、当該私的行為の内容や時間等を考慮し、個別に判断する。(観光等は×)



公務遂行性が認められる場合⑤

7.出勤又は退勤途上

- ◆ 公務運営上の理由により特定の交通機関による出退勤が強制されている場合や、突発事故等の緊急用務のための出退勤、社会通念上異常な時間帯又は勤務形態における出退勤については、「公務災害」扱いとなる。これは、任命権者の指揮監督下にあると認められるためである。

8.レクリエーション参加中

- ◆ 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し、実行したものが対象となる。
- ◆ レクリエーションであれば全てが対象となるわけではないので注意!!

公務遂行性が認められる場合⑥

9.設備の不完全又は管理上の不注意

10.宿舎の不完全又は管理上の不注意

- ◆ 公務運営上の必要により、入居が義務づけられている宿舎に限る。

11.職務遂行に伴う怨恨

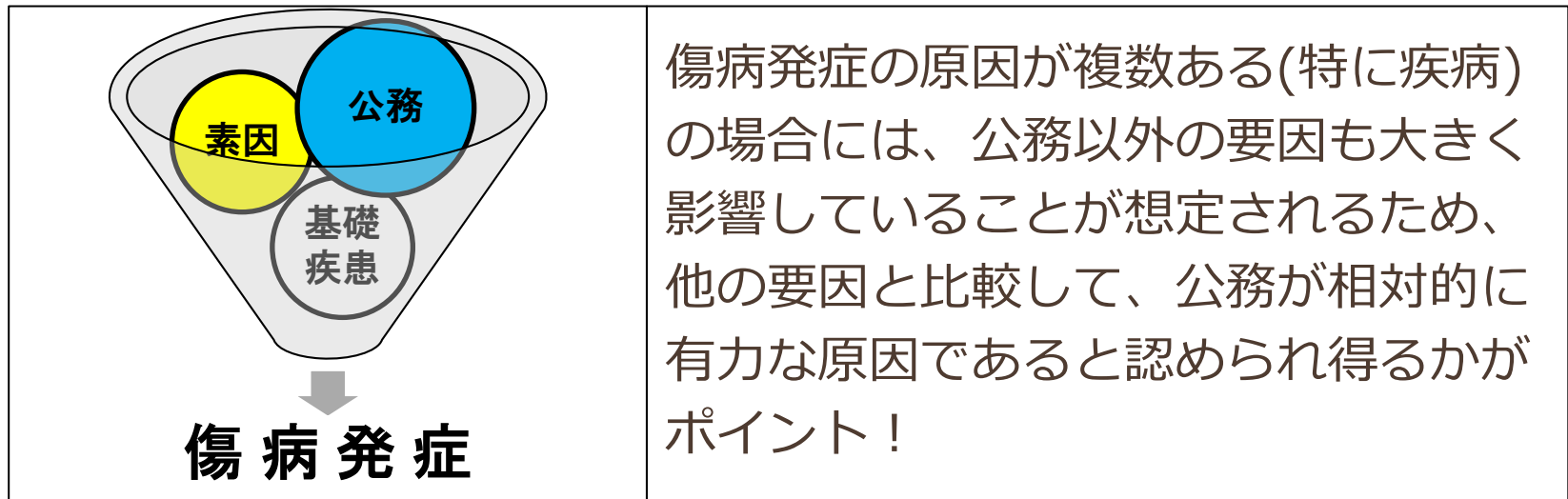
- ◆ 職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した負傷は公務災害となる。
- ◆ ただし、けんか(私怨)に発展しているような場合、職務との因果関係は認められない。

12.公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって 発症した負傷

認定の考え方(公務起因性)①

☑公務起因性とは

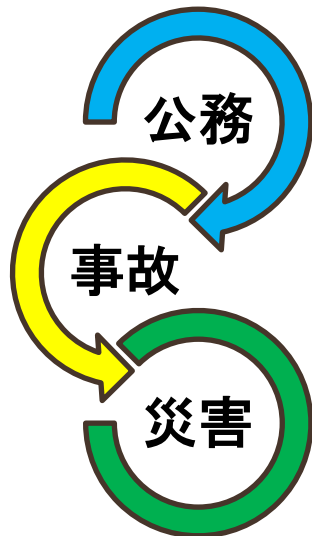
- ◆ 経験則上、傷病等の発生が公務に内在する危険の具体化したものであること。
- ◆ 他の原因と比較し「**公務が相対的に有力な原因**」であること。(=**相当因果関係**が認められること。)



認定の考え方(公務起因性)②

☑機会原因に過ぎない場合は公務起因性なし

- ◆ 被災職員に素因、基礎疾患、既往疾患等が存在し、これらの要因に公務が加わって発症し又は増悪した場合で、偶々公務中に症状が発生した(**公務が単に機会原因に過ぎない**)ような場合、公務起因性は認められない。



公務起因性があるとされるのは、

『あのような公務に従事していたならば、そのような事故等が発生するであろうし、そのような事故等が発生すれば、このような災害が生じるであろう。』

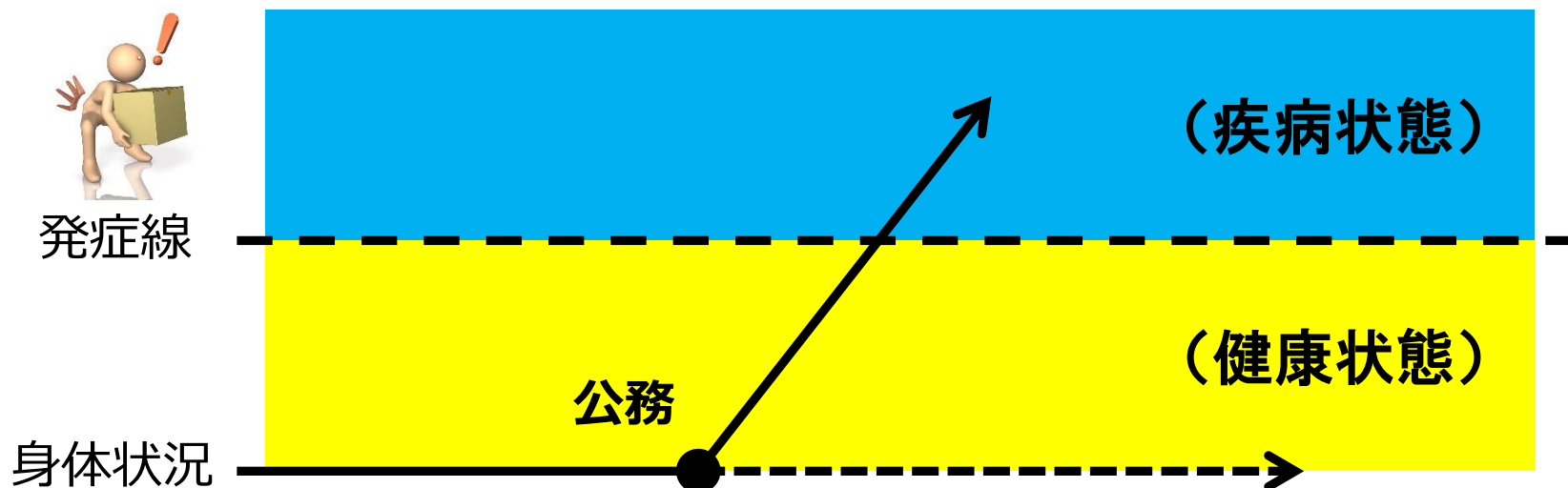
と認められる関係がある場合。

認定の考え方(公務起因性)③

☑公務上の負傷に起因する疾病

◆ 次に掲げる場合は、公務上の疾病とする。

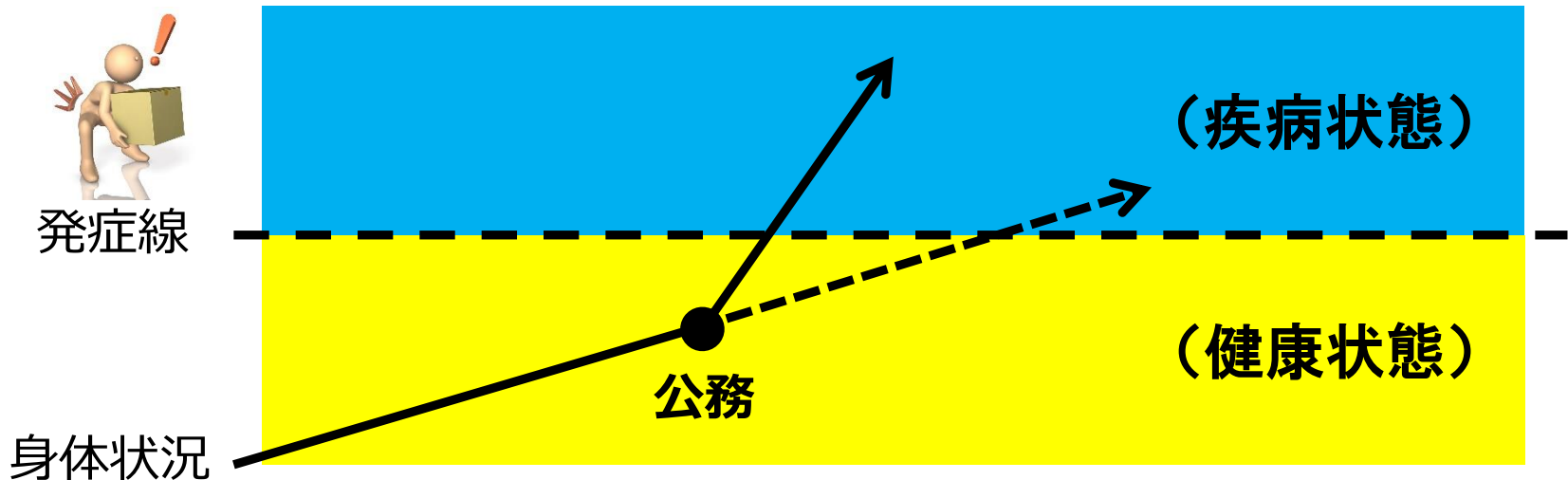
(1) 何ら疾病の素因を有していなかった者が、公務上の負傷によって発症した場合



認定の考え方(公務起因性)④

☑公務上の負傷に起因する疾病

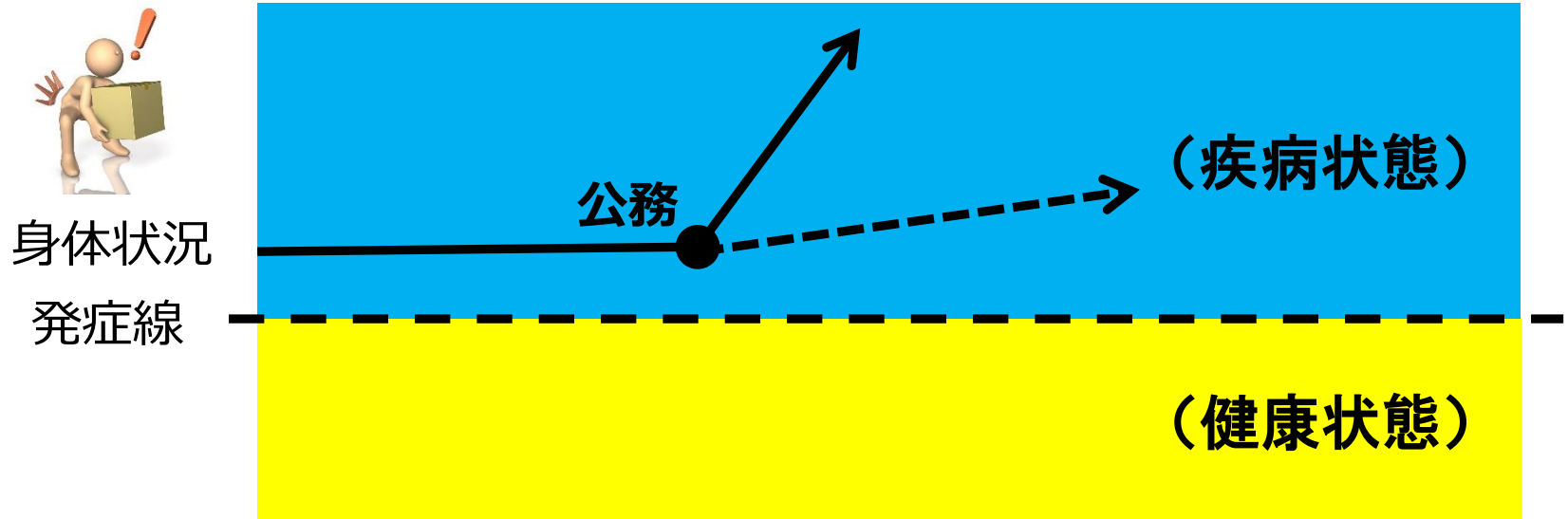
- (2) 疾病の素因はあったが発症する程度ではなかった者が、公務上の負傷により、その素因が刺激されて発症した場合
- (3) 疾病の素因があり、しかも早晚発症する程度であった者が、公務上の負傷により、発症の時期を著しく早めた場合



認定の考え方(公務起因性)⑤

☑公務上の負傷に起因する疾病

(4) すでに発病していた者が、公務上の負傷により、その疾病を著しく増悪した場合

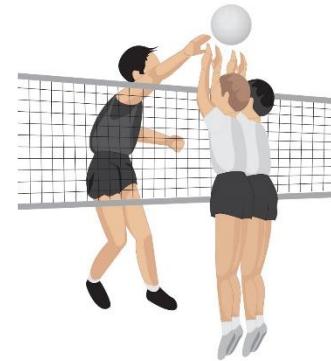


- ◆ 公務上の負傷により、疾病が通常の経過をたどらず急速に著しく増悪した場合、急性増悪した部分に限り公務上の疾病とする。

例題事例

Case 1

学校教諭である被災職員は、勤務校主催で学校が作成した年間福利厚生計画に基づいて行われる職員バレーボール大会に選手として参加していた際、飛んできたボールを顔面に当て負傷した。なお、本大会は、県教育委員会からレクリエーションを行う権限の委任はされていない。



以下の理由により、公務上の災害とは認められない。

公務遂行性が認められるか否かがポイントとなる。

当該レクリエーションは健康増進のために実施されたものと認められるが、県教育委員会より学校長へレクリエーションを行う権限は委任されておらず、当該バレーボール大会は、地方公務員法第42条に基づいて実施されたものとは認められないことから、公務上の災害とは認められない。

例題事例

Case 2

学校教諭である被災職員は、日曜日に、顧問を務めているクラブ活動の指導のため、自転車で学校に向かう途中に転倒し、右足頸骨を骨折した。週休日の振替はされておらず、時間外勤務命令を受けていない（事前に学校長の許可は受けている。）。

以下の理由により、公務上の災害と認められる。

公務遂行性が認められるか否かがポイントとなる。

一般に、公務員の勤務を要しない日における職務遂行は、通常、時間外勤務命令に基づいて行われるが、教員の場合、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第6条により、時間外勤務を行うことのできる職務は条例で定める場合に限定されているところである。

被災職員が行う指導においては、学校長は時間外勤務を命令することができないものの、事前に許可していることから、学校長の指揮監督下で行われていると考えられるため、「公務遂行性」が認められ、公務上の災害と認められる。

例題事例

Case 3

消防職員が病院へ搬送中の救急車内において、患者の心臓マッサージを行っていた際に腰痛が発生し、「腰椎椎間板ヘルニア」と診断された。なお、被災職員は被災前から「腰椎椎間板症」として通院歴があった。

以下の理由により、公務上の災害と認められない可能性がある。

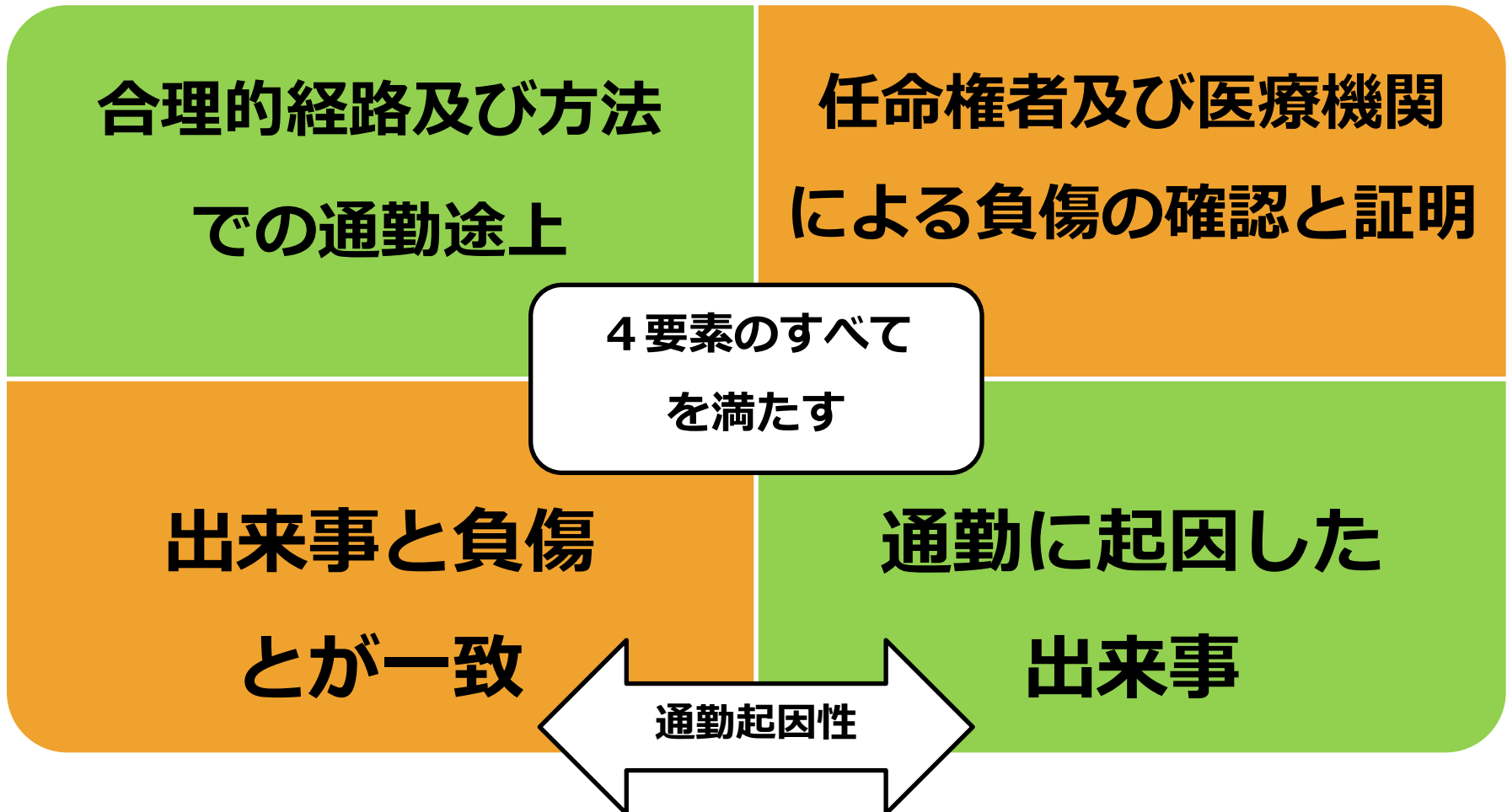
公務起因性が認められるか否かがポイントとなる。

(判断の一例)

心臓マッサージにより腰部に格別の負担がかかるものとは認められない。また、搬送中の救急車内であり、不安定な作業環境にあったとの事情は認められるが、通常的心臓マッサージの作業姿勢との比較において、作業動作が制限されるために非生理的な体勢を取らざるを得なかったとまでは認められない。一方、本人は「腰椎椎間板症」の基礎疾患を有していたことが確認されている。

よって、公務が相対的に有力な原因となって発生したものとは認められず、むしろ公務を単なる機会原因として発生したものであり、公務に起因することが明らかな疾病とは認められない。

2. 通勤災害の認定基準



認定の考え方(通勤の定義)

☑通勤の定義

- (1) 勤務のためのものであること。
- (2) 住居と勤務場所との間を合理的な経路及び方法により往復するものであること。
- (3) 公務の性質を有するものを除く。(公務災害として扱う)
- (4) 職員が(2)の往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復は通勤としないこと。
- (5) ただし、(4)の逸脱又は中断が、日常生活上やむを得ない行為であって、総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、その後の往復は通勤とすること。

認定の考え方(勤務のため)

☑ 「勤務のため」とは

- ◆ 勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動をいう。

☑ 「ため」の意味

- ◆ 勤務のための「ため」とは、勤務との密接な関係性が認められることが必要であることを示す。
つまり、休日に忘れ物を取りに勤務公署へ行くようなものは、勤務のための移動とは認められない。



認定の考え方(住居)

☑「住居」とは

- ◆ 職員が居住して、日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋をいう。

☑単身赴任者にとっての「住居」

- ◆ いわゆる「週末帰宅型通勤」を行っている単身赴任者においては、毎月1回以上の往復行為による反復継続性が認められれば、家族の住む自宅も「住居」と認める。
- ◆ 単身赴任者の住居間の移動も通勤災害と認められる可能性がある。

週末帰宅型通勤：単身赴任者等が週末等に就業の場所から家族の住む自宅へ帰り、週始め等に自宅から就業の場所へ出勤する通勤の型



認定の考え方(勤務場所)

☑「勤務場所」とは

- ◆ 職員が勤務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいう。

☑勤務場所は役所内だけとは限らない

- ◆ 通常の勤務公署はもとより、研修会場、レクリエーションの開催場所、出張先等も「勤務場所」と認められる。
- ◆ 外勤を主とする職員にとっては、その外勤場所についても「勤務場所」であるし、勤務場所が複数ある職員もいる。

認定の考え方(始点・終点)

☑通勤における「始点・終点」とは

- ◆ 住居と勤務場所が、それぞれ始点と終点になる。

☑門扉主義

- ◆ 始点・終点に係る境界については、原則として「**一般人の通行が自由に認められる場所**」であるか否かで判断する。

始点及び終点	境 界 点
住宅(一戸建て)	「門(敷地境界)」と「公道」
マンション等	「自室のドア」と「共有スペースたる通路」
勤務公署等	「勤務公署等の敷地」と「公道」 勤務公署の敷地に一般人の通行が認められるスペース(バス停等)がある場合、建物の出入口が境界点となる。

認定の考え方(合理的経路、方法)

☑ 「合理的経路、方法」とは

- ◆ 社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に、職員が用いると認められる経路及び方法をいう。

☑ 合理的経路、方法は1つとは限らない

- ◆ 時間的、経済的に最短の距離を通ることが一般的であり、通勤届上の経路、方法が合理的経路に該当する。
- ◆ しかし、勤務の都合や自然現象、交通状況等の諸事情が介在して経路、方法を変更することは当然考えられる。



認定の考え方(逸脱・中断)

☑「逸脱・中断」とは

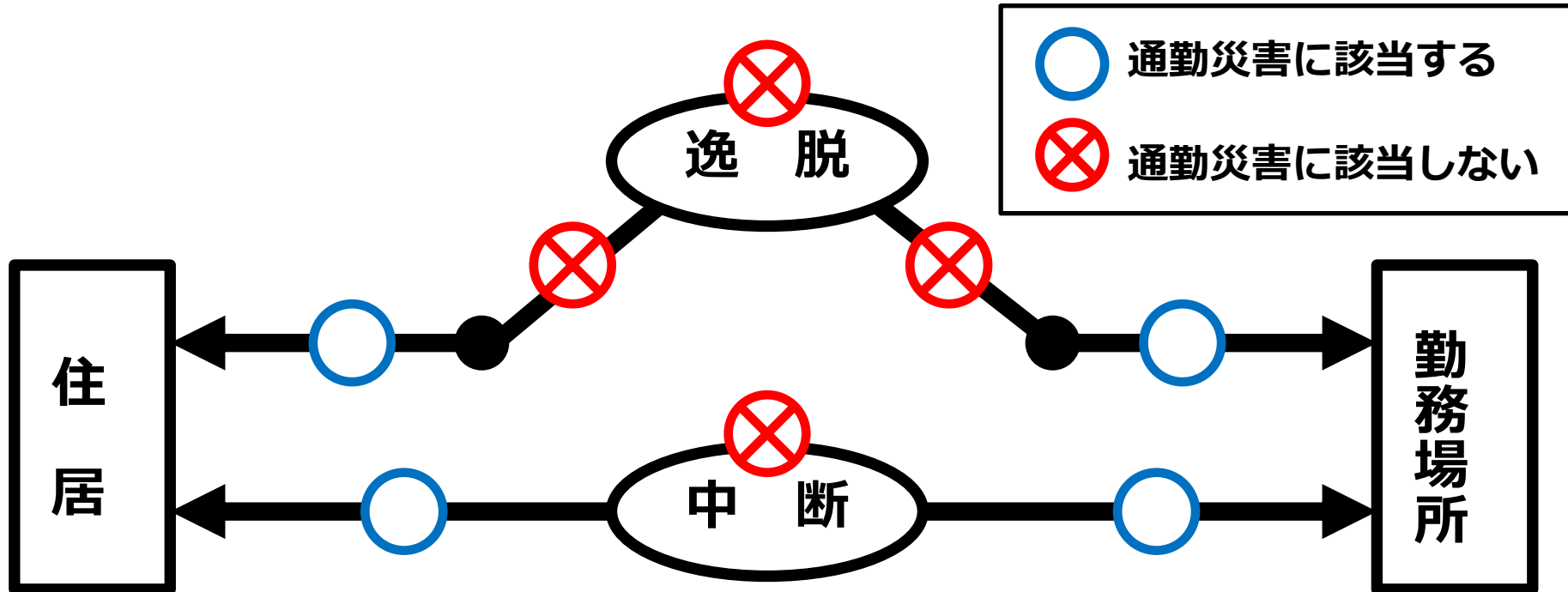
- ◆ 逸脱：通勤とは関係のない目的で合理的経路から逸れることをいう。
- ◆ 中断：合理的経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいう。

☑逸脱・中断があった時点で通勤終了



- ◆ 逸脱・中断の目的が私的行為である限り、その後合理的経路に復したとしても「通勤のため」の移動とは認められない。
- ◆ ただし、「日常生活上必要な最小限の行為」の例外あり。

認定の考え方(日常生活上必要な行為)①



逸脱・中断があった場合、その後の行為を含め「勤務のため」の行為とは認められず、通勤災害に該当しないことになる。

しかしながら、当該逸脱・中断が日常生活上必要な行為であって、必要最小限度のものである場合は、当該逸脱・中断の間を除き、合理的経路に復帰した後は通勤と認める。

認定の考え方(日常生活上必要な行為)②

☑ 「日常生活上必要な最小限の行為」とは

- ① 日用品の購入その他これに準ずる行為
- ② 学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育等職業能力の向上に資するものを受ける行為
- ③ 病院又は診療所において、診察または治療を受けることその他これに準ずる行為
- ④ 選挙権の行使その他これに準ずる行為

☑ 合理的経路に「復帰したら」通勤再開

- ◆ 日常生活上必要な最小限の行為であったとしても、その行為自体は私的行為であり、合理的経路に復帰するまでは、通勤とは認められない。

認定の考え方(通勤起因性)

☑通勤起因性とは

- ◆ 経験則上、傷病等の発生が通勤に内在する危険の具体化したものであること。
- ◆ 通勤と事故、事故と災害の間の因果関係に相当性があること。(相当因果関係が認められること。)

☑通勤起因性が認められない場合

- ◆ 積極的私的行為又は恣意的行為によるもの。
- ◆ 故意又は本人の素因によるもの。
- ◆ 天災地変によるもの。(ただし、天災地変や局外的事象の場合であっても、通勤環境に内在する危険が具体化したものと認められる場合がある。)

例題事例

Case 1

被災当日、雪が降っていたため、通常よりおよそ30分早い午前6時50分頃、通常の通勤手段であるバイクで自宅を出たところ、凍結した路面でスリップ・転倒し、右第3・4・5肋骨骨折の負傷を負った。

通常の出勤時間：午後7時20分
始業時間：午後8時30分
勤務公署までの距離：約11km

以下の理由により、通勤による災害に該当すると認められる。

「通勤のため」と認められるか否かがポイントとなる。

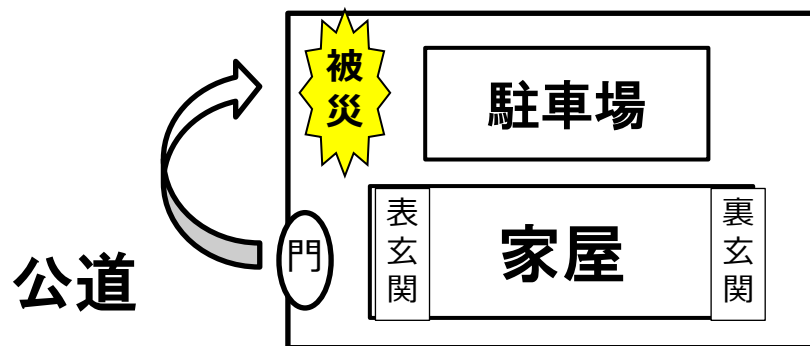
本人が、通常よりも30分早く自宅を出た理由は、積雪により道路が渋滞することが予想されたためであり、交通機関の混雑を避ける目的で早めに出勤する場合に該当することから、**勤務と密接な関連をもって行われたものと認められ、通勤による災害に該当するものと認められる。**

例題事例

Case 2

自家用車で出勤するため、一旦自宅の門を出て、約4.5m歩き自宅の地下駐車場に入ろうとしたところ、下り坂で転倒し、負傷した。

なお、裏門から出れば公道を歩かず地下駐車場に行くことができた。



以下の理由により、通勤による災害に該当すると認められる。

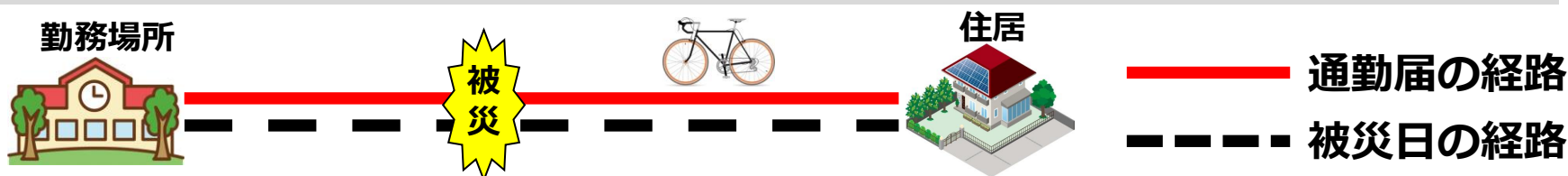
通勤が開始していたといえるか否かがポイントとなる。

出退勤に際しては通常表門から出入りするのが一般的であると解され、実際被災当日も表玄関から出ており、表玄関からわずかな距離であるが、駐車場に行くため公道を通行せざるを得ないことから、通勤の始点は、表玄関の門とすることが妥当であり、表玄関を出た時点で通勤が開始されたものと認められる。

例題事例

Case 3

通勤届上、自転車での通勤となっている職員が、資料等仕事に必要な荷物がたまたま多かったことから、それを運ぶために自家用車で出勤し、勤務終了後、自家用車で合理的経路上を帰宅途上、信号機のない交差点に差し掛かったところ、進行方向右側から、一旦停止せずに進入してきた軽自動車と交差点付近で衝突し負傷した。



以下の理由により、通勤による災害に該当するものと認められる。

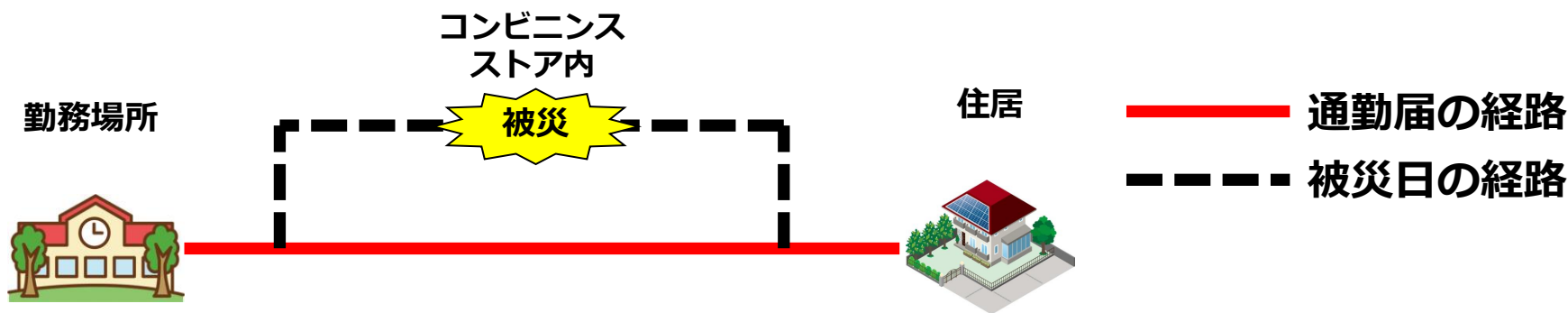
合理的方法であるといえるかがポイントになる。

被災者は当日、資料等の荷物が多かったため、自転車による通勤は危険と判断し、やむを得ず自家用車を使用したもので、本件のような自家用車の使用は一般的に考えられることであり、通勤のための手段として適当であり、かつ通常利用している通勤手段よりも安全であると考えられるため、通勤における**合理的方法**であると考えられる。

例題事例

Case 4

出勤途上、通勤経路から外れたコンビニエンスストアに立ち寄り、昼食用の弁当を買おうとした際、店内で転倒して負傷した。



以下の理由により、通勤による災害に該当するものとは認められない。

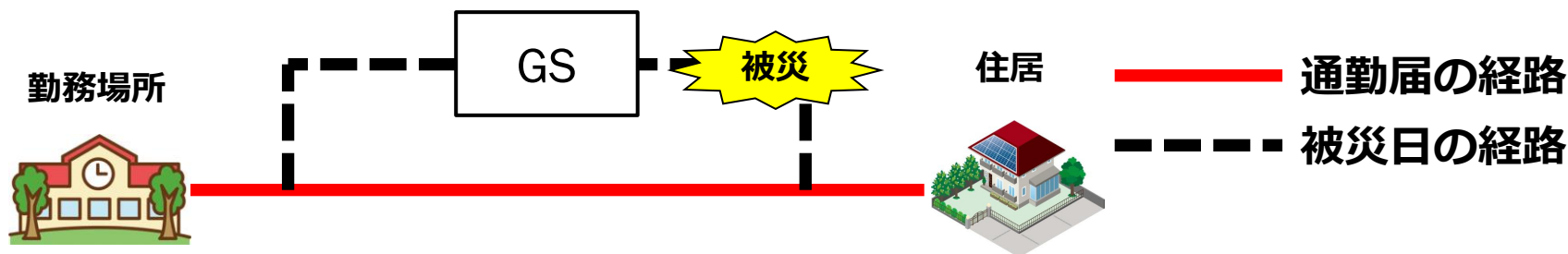
逸脱・中断の考え方がポイントになる。

弁当を買うという逸脱の目的は、「通勤範囲事例」で定める日用品の購入に該当し、また、通勤経路上及び学校付近には日常品を購入できる店がなく、当日は日直当番で昼に職場を離れられないもので、やむを得ず通勤経路から逸脱したものと認められるものであるが、逸脱中の災害であることから通勤災害に該当しない。

例題事例

Case5

自家用車で通勤している被災職員は、退勤途上、自動車に給油するため、通常の経路に比べて3km（時間にして10分程度）遠回りとなる経路（ただし逆走はしていない。）上にある、普段利用しているガソリンスタンドに立ち寄り、通常の経路に戻る前に事故に遭った。通常の経路上にも営業しているガソリンスタンドは存在した。



以下の理由により、通勤による災害に該当するものとは認められない。

合理的な経路の考え方がポイントになる。

自動車通勤の者が給油する行為は、通勤に必要な行為であるから、通常の経路上でなかったとしても、ガソリンスタンドに寄る経路が合理的な経路と評価される可能性はあり得る。

しかしながら、通常の経路上にガソリンスタンドがあるにもかかわらず、あえて遠回りとなる本件経路上のガソリンスタンドを利用することは、被災職員の恣意的な行為であり、本件においては合理的な経路とは認められない。

第3章

請求及び申請の手続

1. 公務(通勤)災害の認定請求

認定請求

公務(通勤)災害が発生したら…

- ①すぐに医療機関を受診する。
 - ・認定請求用の診断書を書いてもらう。(支払は保留)
 - ・受診医療機関には、公務災害認定請求を行うことを伝え、支払を保留してもらう。既に支払っている場合も返金が可能であれば、返金してもらう。
- ②所属、任命権者に報告をする。
- ③公務災害認定請求書を作成、任命権者経由で提出する。

療養補償
の請求

完 結
治ゆ報告

必要書類の一覧は手引き98頁～。

記載例は手引き100頁～。

認定請求書や添付資料の様式を交付する。

作成には所属の協力が不可欠です!!



2. 療養補償の請求

認定請求

公務上(通勤該当)の災害と認定されたら…
療養補償(治療費等)の請求を行う。

①指定医療機関の場合

療養の給付請求書(様式第5号)を受診医療機関に提出する。

以降は、特段の手続きは不要。

②指定医療機関以外の場合(薬局、本人支払含む)

療養補償請求書(様式第6号)を受診医療機関に提示し、証明を受ける。

補償を受けようとする都度、手続きが必要。

療養補償
の請求

完 結
治ゆ報告

- ★受診医療機関によって請求書の様式が異なる。
- ★自己負担分がある場合、返金可能か確認。
- ★指定医療機関の一覧は手引き65頁～。

現物補償と金銭補償

☑補償実施には2つの方法がある

- ◆ 必要な「療養」を行う……………**現物補償**
- ◆ 必要な「療養の費用」を支給する……………**金銭補償**

☑現物補償と金銭補償の違い

	対象医療機関	使用する様式	手続き、提出先
現物補償	指定医療機関	療養の給付請求書 (様式第5号)	原則1回のみ 医療機関に提出
金銭補償	指定医療機関以外 (薬局等、自己負担、 受領委任を含む)	療養補償請求書 (様式第6号)	療養の費用を受けようと する都度 基金支部に提出

指定医療機関

☑指定医療機関とは

- ◆ 公務・通勤災害で被災職員が療養を受けた場合は、これに要した費用を、契約に従って直接支払うために基金が予め指定した医療機関をいう。
- ◆ 長野県支部においては、国公立、厚生連、国立大学法人、地方独立行政法人、赤十字の医療機関を指定している。

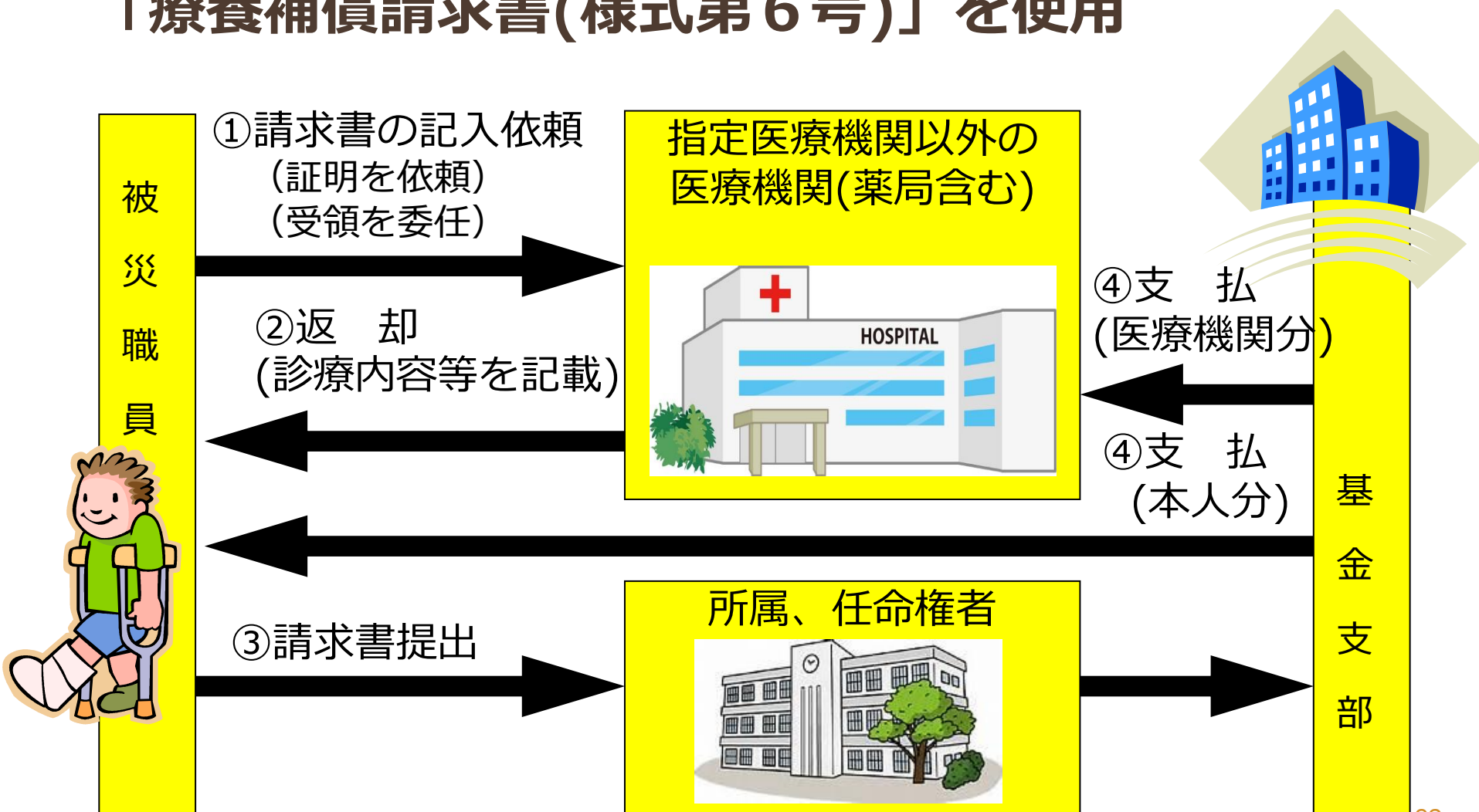
※県内指定医療機関一覧表は、手引き P 65～67参照

- ◆ 指定医療機関を受診した場合、公務・通勤災害の認定後、療養の給付請求書(様式第5号)を医療機関に提出する。
以降は、医療機関から基金へ直接請求が行われる。



療養補償の請求手順(指定医療機関以外)

「療養補償請求書(様式第6号)」を使用



療養補償請求書の作成方法①

☑医療機関へ依頼

- ◆ 本人記入欄を記入した療養補償請求書(様式第6号)を受診医療機関等に持って行き、記入及び証明を受ける。

☑誰が治療費を負担しているかによって記入箇所等が異なる

① 本人が治療費等の一部又は全部を自己負担した場合

- ◆ 医療機関で2号紙「10診療費請求明細」欄の記入及び証明を受ける。
- ◆ 領収証の原本を添付する。(必須)
- ◆ 任命権者を經由して基金支部へ請求する。

療養補償請求書の作成方法②

② 医療機関で支払を保留してもらっている場合

- ◆ 基金からの療養費の受領を医療機関に委任する(基金から直接医療機関に支払をする)請求方法。
これを「**受領委任**」という。
- ◆ 医療機関で1号紙「1受領委任」欄、「9送金希望の場合」欄及び2号紙「10診療費請求明細」欄の記入を受ける。
- ◆ 任命権者を經由して基金支部へ請求する。

③ 薬局の請求をする場合

- ◆ 薬局で3号紙「11調剤費請求明細」欄を記入を受ける。
- ◆ その他は、①又は②の方法による。
 - ◆ 平成30年より、処方せんの写しの添付は不要となりました。



3. 時効

☑各種補償の時効

- ◆ 療養補償・休業補償・介護補償・葬祭補償を受ける権利は、**2年間**行われないうときは、時効によって消滅する。
- ◆ 障害補償・遺族補償は、**5年間**請求がないときは、時効によって消滅する。
- ◆ 傷病補償年金は、請求によらず基金が職権により決定するため、時効はない。

☑時効の起算日

- ◆ 療養補償については、療養を受けた日の翌日。ただし、認定前の療養費については、基金が当該災害を公務上又は通勤該当の災害と認定したことを知り得た日の翌日。
- ◆ その他の補償については、原則として「補償を受ける権利が発生した日」の翌日を起算日とする。

※ 「公務上認定日」＝認定結果を請求者が知り得た日
「初診日、受診日」＝支払義務が確定した日」と仮定する。

3回目の受診日
平成29年9月1日

【療養費C】

公務上認定日

平成29年6月1日

公務災害認定請求日

平成29年3月1日

2回目の受診日

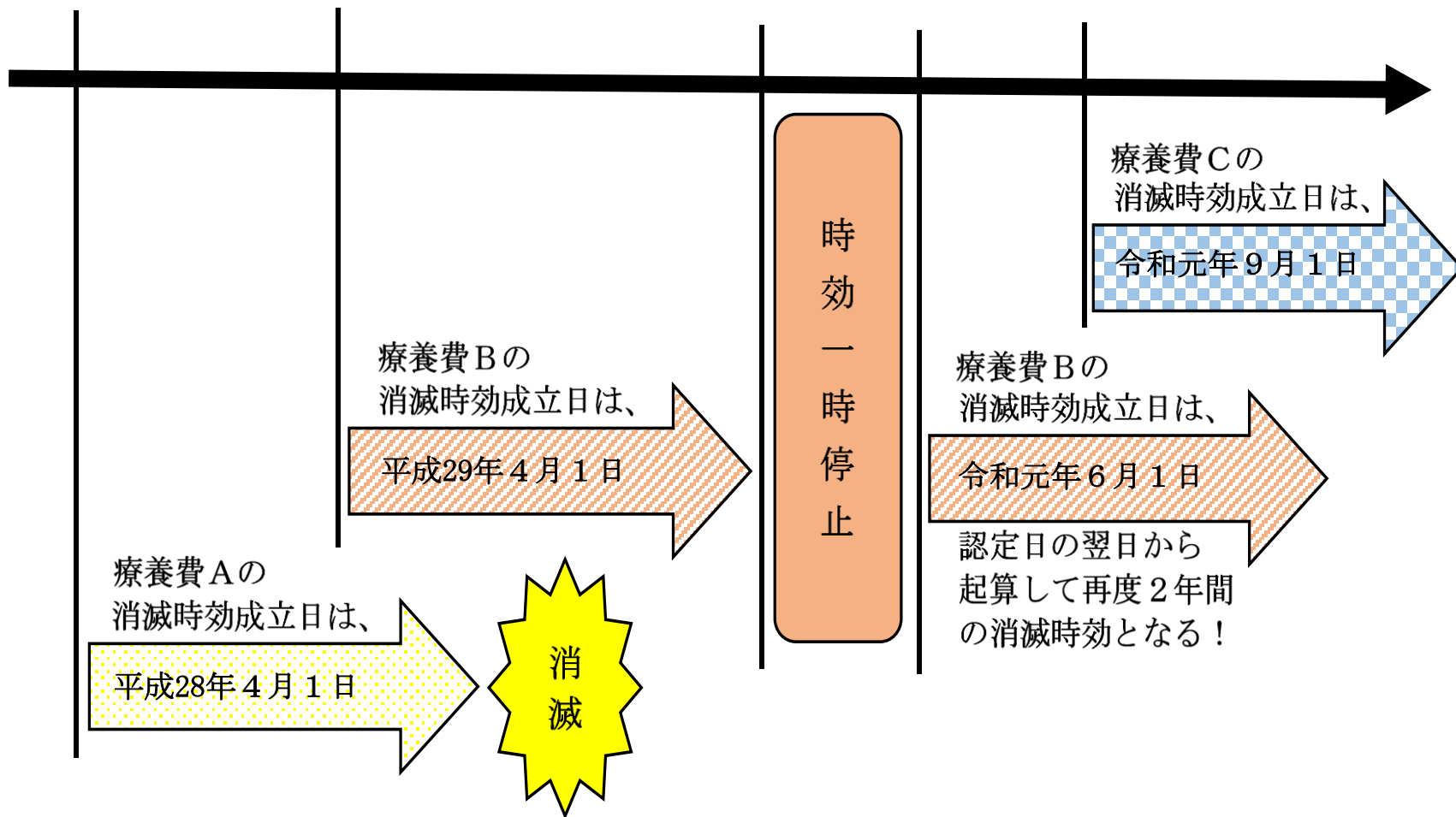
平成27年4月1日

【療養費B】

被災日及び初診日

平成26年4月1日

【療養費A】



第4章 報告及び届出

1. 治ゆ報告

認定請求

療養補償
の請求

完 結
治ゆ報告



**忘れずに
速やかに提出を!!**

治ゆ(症状が固定)したら…

- ・速やかに「治ゆ（症状固定）報告書」を提出する。
→基金において「治ゆ認定」 **【事案完結】**
- ・治ゆ認定がなされて後は、療養補償は受けられない。
- ・障害補償やアフターケア等福祉事業の支給を受けられる場合もある。

治ゆ（症状固定）とは

☑完全に治った場合だけではない

- ◆ 公務災害における「治ゆ」とは、完治・全治の場合だけでなく、**症状が固定し、もはや医療効果が期待し得ない場合も含む。(症状固定)**

☑対症療法とは

- ◆ 表面的な症状の消失、緩和を目的とする治療法をさす。
- ◆ 傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復が見られるにすぎない場合（対症療法）は、症状が固定している（治ゆしている）ものとする。



対症療法は災害補償制度の「療養」ではない。

治ゆ（症状固定） 報告書

☑ 注意点

- ◆ 治ゆ認定後は、療養補償が受けられない。
（治ゆ日＝最終受診日等とすべき!!）
- ◆ 同一の災害により2以上の負傷を負った場合、その全部が治ったときに提出する。
- ◆ 治ゆ認定後の対症療法に対しては、共済組合員証を使用して治療を受けることができる。

☑ 治ゆ後の補償

- ◆ 障害を残して治ゆした場合、障害補償やアフターケア等の補償、福祉事業を受けられる場合がある。
- ◆ 再発として、再び療養補償を受けられる場合がある。

2. 再発

☑再発とは

- ◆ **いったん治ゆした後において、認定傷病及びその傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関し、再び療養を必要とするに至った場合**をいう。
- ◆ 再び療養を必要とするに至った場合とは、
 - ①自然的経過により症状が明らかに悪化した場合
 - ②医学の進歩等により新たに医療効果が期待され得るようになった場合

☑再発に対する補償

- ◆ 上記①又は②の要件を満たす場合には、再発として認定請求を行い、再び療養補償を受けることができる。

3. 各種定期報告

☑療養の現状報告

- ◆ 療養開始後、1年6月を経過した日において、その傷病が治ゆしていないときは、その日から1月以内に提出する。
(以降、1年ごとに提出が必要)
- ◆ これを受けて、基金支部は傷病補償の決定を行う。

☑第三者加害行為現状(結果)報告書

- ◆ 第三者加害事案において、以下の場合に提出する。
 - (1) 災害発生から6月経過して示談が成立していない場合
(以降、6月ごとに提出が必要)
 - (2) 示談が成立したとき
この場合、示談書の写しを添付して提出すること
 - (3) 傷病が治ゆしたとき

第5章 第三者加害事案

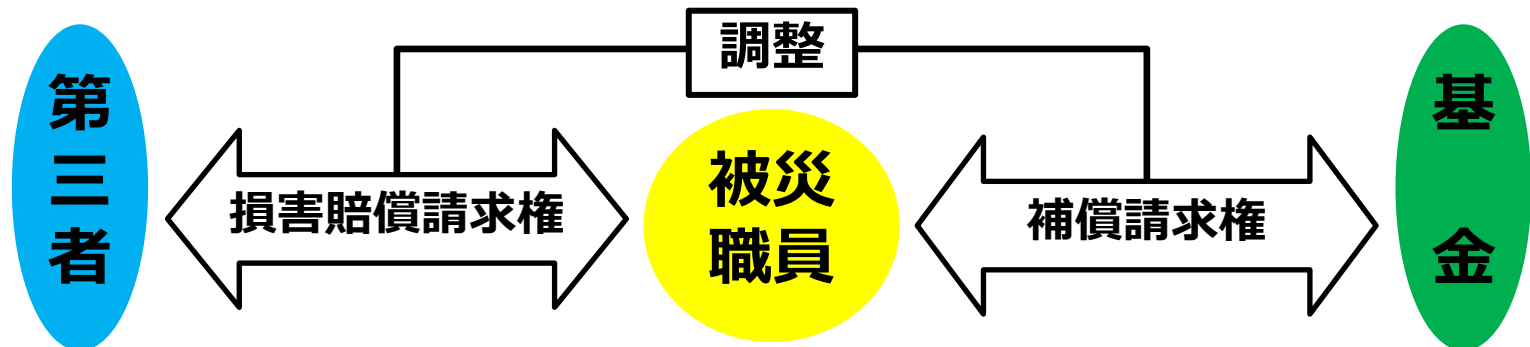
1. 第三者加害事案

☑ 第三者加害事案とは

- ◆ 公務・通勤災害のうち「第三者」の行為が原因となって発生した事案をいう。

☑ なぜ他の事案と区別しているの？

- ◆ 被災職員は、第三者に対する「損害賠償請求権」と基金に対する「補償請求権」を取得することになるが、同一の事由について二重の填補を受けることはできず、調整が必要となるため、他の事案と区別している。



2. 第三者となりうる者

☑ 第三者とは

- ◆ 民事上の損害賠償責任(民法709条)を負う者で、被災職員の所属する地方公共団体及び基金以外の者をいう。

☑ 暴力事案の場合

- ① 加害者本人（本人に責任能力がない場合は監督義務者）
- ② 加害者の監督義務者（本人が無資力の場合等）

☑ 交通事故事案の場合

- ① 加害者本人
- ② 加害者の監督義務者(加害者が未成年の場合)
- ③ 加害者の使用者・事業監督者(社用車での事故の場合等)
- ④ 加害車両の運行供用者(車両の所有者等)

3. 民法上の損害賠償責任が生じる条件

☑以下の条件を「全て」満たすとき責任発生（民法709条）

- ① 加害者に故意又は過失があること
- ② 権利侵害及び違法性があること
- ③ 損害が発生し、加害行為との間に因果関係があること
- ④ 加害者に責任能力があること

☑児童、生徒が加害者となることも

- ◆ 判例によると、小学校を卒業する12歳程度の年齢になれば、一般的に責任能力はあると考えられる。
- ◆ ただし、心神喪失の場合は個別判断となる。
- ◆ 本人の責任能力が否定された場合でも、監督義務者に監督責任を問うべき事案もある。（民法714条）

4. 第三者加害事案にかかる必要書類

区分	提出書類	備 考
	・ 第三者行為災害届 ※<u>補償先行・賠償先行の区分、交渉の状況を記載する。</u> ・ 誓約書 ・ 事実確認書	相手方への求償を行うか否かに関わらず提出が必要。 提出を受け、求償するか否か等を基金で検討するため。
	交通事故	
	事故発生状況報告書	
	交通事故証明書 (<u>人身事故扱いのもの</u>)	自動車安全運転センターから交付を受ける。
暴力事案	・ 日常の生活及び被災時の行動の理由について ※療育手帳等の写し	知的障害等があり、責任能力の有無が問われるとき。

5. 補償先行と賠償先行①

☑補償先行、賠償先行とは

- ◆ **補償先行**：基金からの補償を先行して受ける。
- ◆ **賠償先行**：事故の相手方からの賠償(示談)を先行する。

☑どちらを選べばいいの？

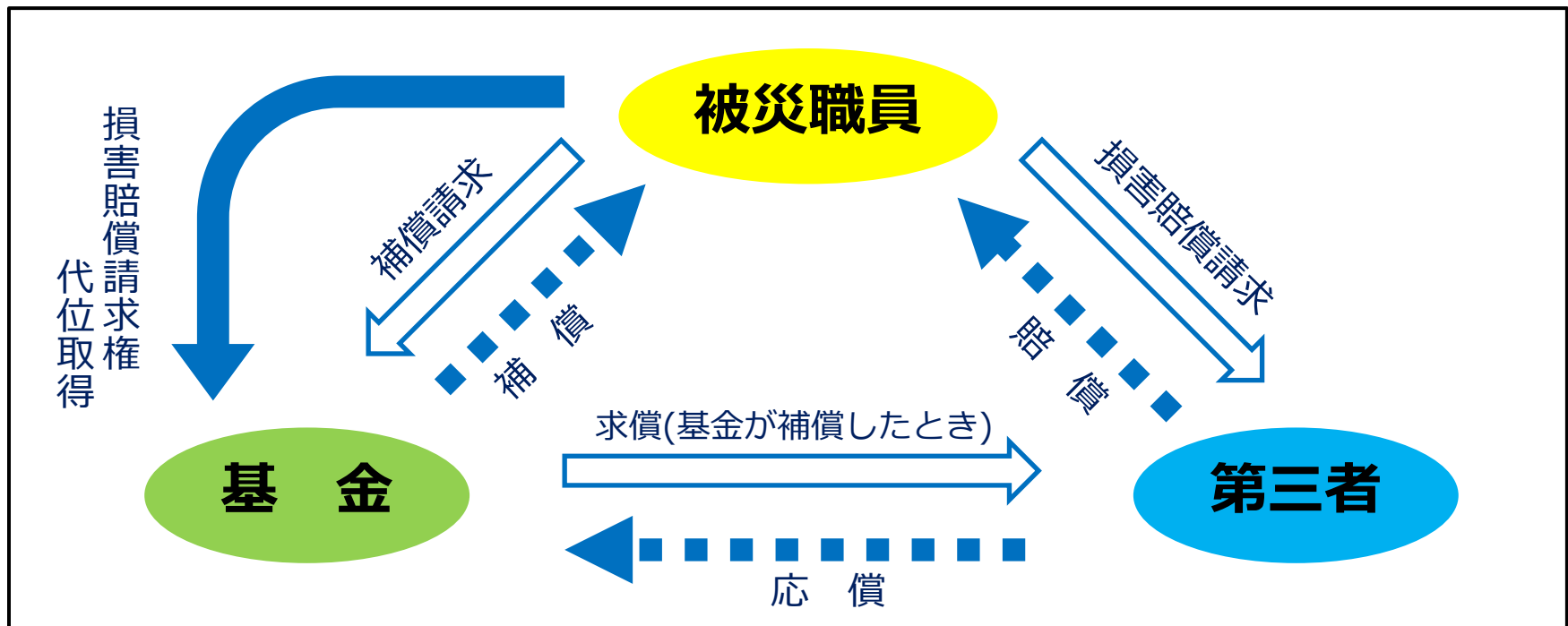
- ◆ 最終的には被災職員自身の判断に委ねられている。
- ◆ それぞれ以下のようなメリットが考えられる。

補 償 先 行	賠 償 先 行
相手方不明の場合や被災職員側にも過失がある場合等に、被災職員の 自己負担額が軽減される可能性 がある。	慰謝料等を含めた 総合的な示談交渉 が行える。 相手方が治療費全額の支払いに応じている場合には、賠償先行の方がメリットがある。

5. 補償先行と賠償先行②

☑ どちらを選んでも相手方へ求償

- ◆ 補償先行を選択した場合であっても、補償を行った限りにおいて、基金は被災職員の損害賠償請求権を代位取得することになり、相手方へ求償を行う。



5. 補償先行と賠償先行③

☑適正な示談ができるのに賠償先行で認定請求をする意味は？

- ◆ 第三者側から支払われた賠償額を差し引いた金額で、基金からも障害(遺族)補償を受けられることがある。

ex) 逸失利益に係る損害賠償（第三者）	<u>100万円</u>
障害補償（基金）	<u>150万円</u>
差額（150万円－100万円）	<u>50万円</u> 受給できる

- ◆ 付加的給付である福祉事業は調整を受けない。
障害(遺族)特別支給金、特別援護金、特別給付金 etc.

6. 第三者加害事案の留意点①

☑被災後は速やかに医療機関へ

- ◆ 被災直後は「大したことはない」と思っている、後日、予想外に重症であったということが判明する場合もある。
- ◆ 被災日と初診日との間に相当の期間があると、負傷と被災との因果関係が認められない可能性も...
被災後は速やかに受診を！



6. 第三者加害事案の留意点②

☑口頭でも示談は成立する

- ◆ 口頭でも示談は成立してしまう。そのため、**求償権を放棄する旨の発言を安易にしないこと。**

「公務災害になるから責任を負わなくてもよい」は誤り。
補償先行であっても、基金から相手方へ求償を行う。

「なんともないので結構です…」 → **Bad...**

「法律上の損害賠償を請求する」 → **Better**

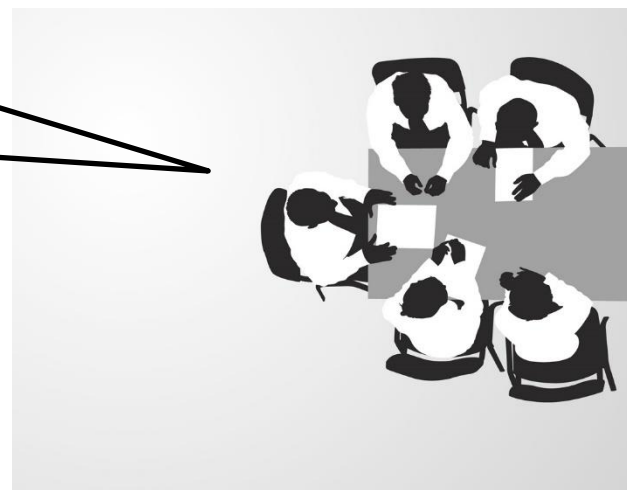


6. 第三者加害事案の留意点③

☑ 第三者との交渉は、まず所属で！

- ◆ 補償先行であっても「交渉はすべて基金に任せる」はダメ。
- ◆ 第三者との面談等を行い、

- ① いつまでに、
 - ② いかなる損害に係る補償を、
 - ③ 誰がどのように弁済するか
- を明確にしておく。



☑ 責任能力の有無は基金で判断

- ◆ 責任能力の判断は、第三者行為災害届や日常生活の状況等に基づき基金が行う。そのため、第三者が原因である災害の場合は、**第三者行為災害届等は必ず提出する必要がある。**

7. 交通事故事案の場合

☑警察へ届け出る

- ◆ 交通事故を起こした場合には、当事者には警察への届出が義務付けられている。
- ◆ 交通事故証明書取得のためにも届出は必須。



☑相手を確認する

- ◆ 相手の氏名、住所、連絡先及び保険の加入状況等を確認。



☑目撃者を確保し、写真を撮る

- ◆ 事実関係を明らかにするため、目撃者に証言を依頼。
- ◆ 事故車両や事故現場の写真を撮っておく。



8. その他の第三者加害事案

☑動物による咬傷事案

- ◆ 訪問先等で、飼い犬に咬まれたような場合も第三者加害事案となる。（動物の占有者責任、民法718条）
- ◆ 必ず現場で飼い主に咬まれたことを説明し、事実確認をするとともに、飼育状況を確認しておく。



☑住民等からの暴力事案

- ◆ 職務遂行に伴う怨恨によって、住民等から暴行を受けたケースも第三者加害事案となる。
- ◆ ただし、けんかに発展しているような場合(私怨)は、職務との関連性が認められない。(＝公務外)

9. 示談について

☑示談＝和解

- ◆ 示談とは、加害者が被害者に一定の支払いを約束し、被害者はその金額を受け取った後は、加害者に請求をしないという当事者同士の合意のこと。
- ◆ いわゆる「和解」である。



☑示談前には基金に相談

- ◆ 示談を一旦締結すると、原則として双方の合意がなければ変更することはできない。
- ◆ 締結前に基金へ相談し、適正な内容での示談を行うこと。

10. 示談締結前に基金から行う助言

- ◆ 独断で求償権を放棄しないこと。
- ◆ 治ゆ(症状固定)後に示談すること。
- ◆ 賠償金の内訳及び積算を示談書に明記すること。
- ◆ 基金の補償分については、第三者が後日基金からの求償に応じる旨の文言を挿入すること。
- ◆ 将来、後遺障害が発生した場合には、別途協議する旨の文言を挿入すること。

特に補償先行の場合、基金が求償を行うことになるため、安易な示談締結は絶対にしないこと！

第6章 認定請求書等の書き方

(手引き100頁以下も参考にしてください)

1. 認定請求に必要な書類(公務災害)

- ① 公務災害認定請求書
- ② 診断書
- ③ 現認書又は事実証明書
- ④ 現場見取図
- ⑤ 災害発生状況図、災害発生状況写真
- ⑥ 担当職務及び勤務時間証明書
- ⑦ 同意書
- ⑧ その他事案ごとに必要な書類

※手引きP98,99 添付資料一覧表参照

2. 公務災害認定請求書

☑傷病名は診断書にあわせる

- ◆ 認定請求書に記載のない傷病名は、認定請求の対象とならない。

☑請求年月日は、被災職員が所属に請求書を提出した日

- ◆ 任命権者から基金へ提出した日ではない!!

☑災害発生状況はできるだけ詳細に

- ◆ 被災時の状況がイメージできるような文章を。
- ◆ 記載時のポイントは以下のとおり。

- ①いつ、②どこで、③誰と、④何をしていたとき、⑤何が原因で、⑥何が起き、⑦身体のどの部位を、⑧どのように負傷し、⑨被災職員はどんな様子で、⑩どの医療機関を受診し、⑪どんな診断を受けたか



3. 診断書

☑ 診断書を出してもらう際には…



(1) 記載が必要な情報

- ◆ ①傷病名、②初診日、③療養の見込み期間
- ◆ ただし、療養の見込み期間は分かる場合のみでよい。
※複数の病院を受診した場合でも、傷病名が同一であれば、各病院から取得する必要はなく 1つの病院から取得すればよい。

(2) 診断書料

- ◆ 原本を提出する場合の診断書料（1通分のみ）は、療養補償の対象となるため、**支払は保留**してもらう。
- ◆ 写しを提出する場合、認定請求以外の目的で取得する場合は、補償対象外。

4. 現認書又は事実証明書

☑どっちで提出すればいい？

こんなときは現認書（原則）

- ◆ 現認者（実際に見ていた人）がいる場合は、現認書とする。
- ◆ 実際に見た状況を客観的、詳細に記載する。
- ◆ 現認者は、同僚職員でなくてもかまわない。

こんなときは事実証明書（例外）

- ◆ 現認者がいない場合に事実証明書とする。
- ◆ 証明者は、所属長とし、報告を受けた内容、調査結果を詳細に記載する。

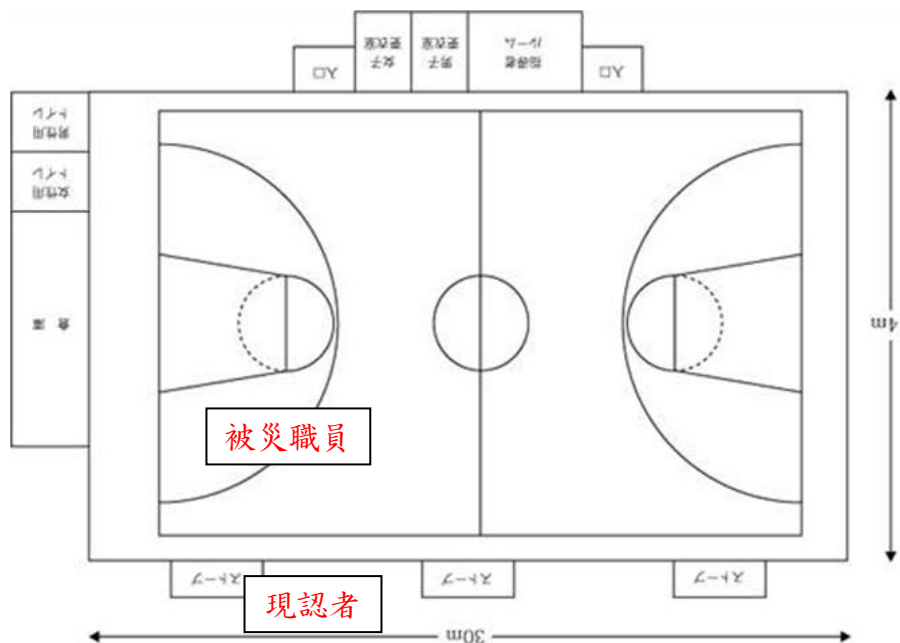
（ ≠ 認定請求書の「2 災害発生状況」欄 ）



5. 現場見取図

☑災害発生現場の位置関係を明確に

- ◆ 地図や建物平面図を用いて、災害発生現場を朱書きで示す。
- ◆ 現認者がいる場合、被災職員と現認者の位置関係を明示する。



6. 災害発生状況図、災害発生状況写真

☑できるだけ詳細かつ具体的に

- ◆ 受傷の状況、受傷部位が、詳細にわかるような絵図を記載又は再現写真を添付し、状況説明を付記する。
- ◆ どのような動作(受傷時の体勢等)で、身体の中の部位を痛めたのかがわかるように!!

☑両方とも提出が必要？

- ◆ 災害発生状況図、災害発生状況写真は**どちらか一方**を提出すればよい。(作成し易い方でよい)
- ◆ ただし、起因物が機械等の場合は、災害発生状況図に加えて、起因物の写真を提出すること。

7. 担当職務及び勤務時間証明書

☑被災時が公務中であることの証明

担当職務（通常、臨時）

- ◆ 被災時の職務が臨時に割り当てられたものである場合、その職務及び理由を記載し、客観的証明となる資料等を添付する。（作業計画書等）

勤務時間（通常、時間外）

- ◆ 勤務時間は通常の勤務時間を記載する。被災時が時間外勤務中である場合には、その時間も記載し、時間外勤務命令簿の写しを添付する。
- ◆ 時間外勤務ではあるが命令簿が提出できない場合には、その理由を付記する。

8. 同意書

☑なぜ提出が必要？

- ◆ 認定事務にあたり、基金及び基金から依頼を受けた任命権者が、被災職員の個人情報を取得するために必要な書類。(主治医への意見照会等)
- ◆ 基金及び任命権者は、本人の同意がなければ個人情報を取得することができない。



※各様式の記載例は手引きP100～参照

最後に

- ◆ 今回の内容は、初任者向けに構成しており、必ずしも制度の内容を網羅しているものではありません。
「認定・補償請求の手引き」、当支部ホームページに掲載しているQ & Aなどを参照するようにしてください。
- ◆ ご不明な点、お困りの点等ございましたら、些細なことでも構いませんので、当支部までお問い合わせください。

〒380-8570
長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁西庁舎2階 職員課内)
地方公務員災害補償基金 長野県支部
TEL : 026-235-7037 (直通)
FAX : 026-235-7478
E-mail: nagano-pref@ml.chikousai.jp

ご清聴ありがとうございました。

様式や記載例は、ホームページに掲載しています。

地方公務員災害補償基金 長野県支部 |

検索

